

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年6月13日

福岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				福岡市早良区小笠木	無	令和7年度～令和11年度	栗池1集落	
○				福岡市早良区小笠木	無	令和7年度～令和11年度	舟引2集落	
○				福岡市早良区椎原	無	令和7年度～令和11年度	椎原3集落	
○				福岡市早良区椎原	無	令和7年度～令和11年度	椎原4－1集落	
○				福岡市西区小田	無	令和7年度～令和11年度	佐田集落	
○				福岡市早良区西	無	令和7年度～令和11年度	西の中2集落	
○				福岡市早良区石釜	無	令和7年度～令和11年度	石釜集落	
○				福岡市早良区西	無	令和7年度～令和11年度	山田寺地集落	